

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)
の翌日

目 次

◇規 則 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則
◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
普通母樹林の指定の解除
土地改良事業計画の変更の認可
土地改良事業の認可(二件)
土地区画整理法による換地処分
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十九号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和三十九年一月鳥取県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「失業保険」を「雇用保険」に改め、同条第四号中「に規定する」を「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に規定する」に改める。

第八条第二号中「労働基準法」を「労働安全衛生法及び労働基準法」に改める。

第十二条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時

措置法(昭和五十二年法律第九十四号)第四条、特定不況業種離職者

臨時措置法(昭和五十二年法律第九十五号)第十条又は漁業離職者に

係る職業転換給付金の臨時特例に関する省令(昭和五十一年労働省令

第二十七号)第一条若しくは第二条の規定に基づく求職手帳の発給を

受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬 四七一―一八	昭和五十三年十一月十五日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目二〇九	昭和五十三年十一月二十日
倉元内科医院	境港市外江町一七三三一	昭和五十三年十二月六日

鳥取県告示第六十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬 四七一―一八	全国	昭和五十三年十一月十五日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目二〇九	"	昭和五十三年十一月二十日
倉元内科医院	境港市外江町 一七三三一	"	昭和五十三年十二月六日

鳥取県告示第六十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住所及び氏名
四十八―八	昭和五十三年 十二月八日	ひのき	東伯郡三朝町大 谷九五四―一九	本 二・三五八	本 二・九〇	東伯郡三朝町三朝 坂出雅己

鳥取県告示第六十七号

大原千町土地改良区から申請のあつた土地改良(大原千町地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月四日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(妙徳寺地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(広岡地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年十二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十号

浜坂新田土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十三年十二月四日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第一百三十三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十三年十二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、株式会社鳥取銀行誠道支店に関する部分は昭和五十三年十二月十五日から、株式会社鳥取銀行米子東支店に関する部分は同月二十日から施行する。

昭和五十三年十二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

米子駅前支店 米子市明治町

米子駅前支店	米子市明治町
米子東支店	米子市中島

に改め、

境南支店 境港市明

治町

を

境南支店	境港市明治町
誠道支店	境港市誠道町

に改める。